

1. 審議内容

①計画内容の点検の実施（規約 第2条2項）

◆規約 第2条（目的及び設置）

2. 流域委員会は、河川整備計画策定後、計画内容の点検の実施及び必要に応じて作成する河川整備計画の変更原案に関して意見を述べる。

【点検の内容】

1. 流域の社会情勢の変化（土地利用の変化、人口・資産等の変化、近年の災害発生の状況等）
2. 地域の意向（地域の要望事項等）
3. 事業の進捗状況（事業完了箇所、事業中箇所の進捗状況等）
4. 事業進捗の見通し（当面の段階的な整備の予定等）
5. 河川整備に関する新たな視点（水防災意識社会再構築ビジョン、地震・津波対策等）
6. 点検結果（点検結果のまとめ、今後の進め方）

※【計画変更の必要性の判断】

- ・河川整備計画の点検において、変更が必要との意見があった場合、当該意見を最大限尊重しつつ、中部地方整備局長が変更の必要性を判断する。

②事業の計画段階評価、再評価、事後評価の審議（規約 第2条3項）

◆規約 第2条（目的及び設置）

3. 流域委員会は、河川整備計画に位置付けられる事業の計画段階評価及び再評価の対応方針（原案）並びに事後評価の対応方針（案）（以下、「事後評価」という。）について審議を行う。

- 【対象事業】
1. 河川改修事業
 2. 河川総合水系環境整備事業
 3. 特定構造物改築事業等

2. 開催頻度

①原則、1回／年度

※ただし、河川整備計画の変更等の必要が生じ、中部地方整備局長が年に複数回の審議が必要と判断した場合はこの限りではない

- 河川整備計画内容の点検の実施は、**毎年審議**
- 事業の再評価の審議は、**5年以内に1度の審議**、事後評価の審議は、**完成後5年以内の審議**
- その他には、現場視察、トピックス等を報告。

